

令和7年度海外販路拡大支援事業 募集要項（日用品）

1. 事業目的

本事業は、意欲ある市内事業者等の海外への販路拡大の気運を高めるため、その足掛かりとして豪州においてテストマーケティング、現地販売及び商談会を実施することにより、市内事業者等の商品のブラッシュアップを図り、今後の販路開拓・拡大などの展開に繋げることを目的に奈良市、ジェットロ及び奈良商工会議所（以下「主催者」という）が協力して開催する。

2. 事業概要

海外への販路拡大を目指す市内事業者等（以下「参加企業」）は、シドニー市で開催される SakeFestival で①来場者に対する商品の販売及び②バイヤー等との商談を実施する。主催者は、①及び②の実施に必要なブースや設備を用意し、参加企業への出展補助を行うとともに、現地までの渡航費補助を行う。

3. SakeFestival 概要

(1) SakeFestival とは：

○シドニー市で開催されている日本酒の試飲販売を軸とした日本文化の祭典

○令和5年度より奈良市もテストマーケティング及び商談会のためブース出展

(2) 実施日時：令和7年9月27日（土） 第一部（B to C）10時00分～14時30分

第二部（B to C）15時30分～20時00分

令和7年9月28日（日） 第一部（B to C）10時00分～14時30分

第二部（B to B）15時30分～16時30分

第三部（B to C）16時30分～21時00分

※9月28日の第二部は現地小売業者等との商談の場を設ける

(3) SakeFestival 主催者：JAMS.TV

(4) 実施場所：Carriageworks(245 Wilson St, Eveleigh NSW 2015, Australia)

(5) 目標集客数：8,000人（2日間）

(6) 目標招待バイヤー：100社（200人）

(7) ウェブ：<https://sake-festival.com.au/sydney/>

4. 支援対象企業（参加企業）数

7社程度（酒、飲料、食料品事業者も含む）

※支援に当たっては主催者等による審査あり（詳しくは「14. 審査」参照）

5. 支援内容

(1) SakeFestival 出展に係る下記の補助

(a) SakeFestival 会場での複合ブース確保

※レイアウトイメージは巻末参照

(b) 10-(2)に記載の什器等及び参加企業ごとに通訳者1名の手配

(c) 豪州の日用品バイヤー（以下「豪州バイヤー」）による販売 PR 補助：

- ・採択後、豪州バイヤーが参加企業と出品する商品の価格、数量等につき協議の上、商品を事前買付（取引条件：E X W）
- ・豪州バイヤーが指定する運送業者に商品を納品後、豪州バイヤーが会場まで輸送
- ・当日は参加企業と共に豪州バイヤーが商品の PR を実施

【豪州バイヤー情報】

- ・名前：Provider Store
- ・URL：<https://www.providerstore.com.au/>

(d) JAMS. TV による参加企業の広報（事前に JapanStreet に商品情報を登録いただいた内容を元に参加企業全体の広報媒体を作成。詳しくは「7. 出品物の資格及び留意点-(6)」参照）

(2) 展示会への現地渡航費用補助

(a) 補助対象経費：航空費及び宿泊費※宿泊補助の対象期間は9月25日～29日（9月28日宿泊分）まで

(b) 補助上限額：1回目：13万円 2回目：8万円 3回目：5万円（補助率：100%）

※過去に本事業へ参加し、現地渡航費の補助を受けた回数に応じて補助上限額を設定

6. 参加企業の資格

(1) 奈良市内等に事業所を持つ日用品の生産業者又は、貿易事業者等（貿易関係団体並びに地方公共団体等は除く）。商社や代理店等、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者生産者の承諾を得た上での共同提案を行うこと

(2) オーストラリアへ渡航し、SakeFestival で商品の販売および商談を行うこと（サンプル提供のみなどは不可）※渡航スケジュールは「9. 事業スケジュール」を参照のうえ、設営を含めた SakeFestival への全日程参加可能であること

(3) 申込、出品、商談会参加等を行う企業が同一であること。

(4) 現地関係者等が定める規則・関連規則を遵守いただけること

(5) 海外販路拡大に意欲的で、市場調査及び商談目的の参加であること

(6) 採択後、豪州バイヤーと SAKEFES で販売する商品の価格、数量等について交渉し、期日までに納品すること。なお、豪州バイヤーは英語対応のみ可能

(7) 現地でのプロモーションに必要な情報等を提供すること

(8) 本事業の成果把握等のためにジェトロが実施するアンケートやヒアリングに必ず協力すること（アンケートへの協力がいない場合、ジェトロでの支援を中止する場合がある。）

(9) 参加者の企業名や商品情報を含む本事業成果及び各種調査結果の公表に同意すること

(10) 前項(1)～(9)に該当する者であっても、過去に主催者に損害を与えたことがあると

判明した場合、本事業の実施に支障をきたすこととなると主催者が判断した場合、その他主催者が適当でないと認めた場合、参加企業の資格を有しないものとする

7. 出品物の資格及び留意点

- (1) 出品物は、安心・安全・高品質で機能性、デザイン性に優れた雑貨、インテリア用品、伝統工芸品等。ただし、次に該当する物は禁止又は制限する。この点、採択後に輸入禁止項目に該当する等の事由が判明し、出展できなかった場合でも、主催者はかかる費用等一切の責任を負わない※出品物について不明な点があれば、「23. 問い合わせ先」のジェトロ奈良事務所まで
- (a) 開催地域の輸入禁止品目
 - (b) 我が国の輸出入関係法規で規制するもの
 - (c) 特許権、意匠権、商標権などを侵害するもの、あるいはそのおそれがあるもの
 - (d) 現地の規制を受ける物、通関手続きに時間がかかり本事業実施に間に合わないことが予想されるもの
- (2) 商品の製造物責任が取れること。(国内 PL 保険への加入、海外 PL 保険にも加入していることが望ましい)
- (3) 奈良市内等の事業所で生産・製造された日本製商品(改装、点検、ラベル添付等微少な加工のみの場合は該当しない)又は奈良県内で生産された原材料を使用して日本国内で製造加工された商品であること
- (4) 参加決定後、ジェトロが招待した海外バイヤー専用のオンラインカタログサイト「Japan Street」へ7月31日までに企業情報と商品情報を日本語と英語で登録すること (Japan Street : https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/)

8. 出展料金

無料

※別途想定される費用については「12. 参加者の責任において支出いただく費用(一例)」を参照

9. 事業スケジュール(予定)

【シドニー渡航前】

～6月 4日(水) : 参加企業募集

6月上旬 : 参加企業選定

～6月10日(火) : 参加企業決定

採択以後(個別案内): 豪州バイヤーと商品お価格、数量等について交渉、納品

～7月31日(木) : Japan Street に商品登録

【シドニー渡航後】

9月26日（金）：設営（14時頃から）

9月27日（土）：SakeFestival1日目

9月28日（日）：SakeFestival2日目

※現地渡航費用補助の対象経費は9月25日～29日（9月28日宿泊分）まで

10. ジェトロの責任において支出する費用

(1) SakeFestivalでのブースの借り上げ料及び下記の備品等の提供に係る費用

【共通で提供する備品等】

- ・ブース名のサイネージ
- ・テーブルクロス
- ・床マット
- ・参加企業ごとに通訳1名

(2) 本事業の誘客広報に係る費用

11. 商工会議所の責任において支出する費用

参加企業の現地渡航費用補助

12. 参加者の責任において支出いただく費用（一例）

- ・梱包費

※上記記載の費用以外にも、状況に応じて参加企業が負担する費用が生じる可能性がある

13. 申込方法

出展申込は下記の様式を記入の上、申込アドレスへの提出をもって受け付ける。

(1) 提出様式：【様式1】申込シート（全事業者必須）

(2) 提出先アドレス：NAR@jetro.go.jp

(3) ★申込期限：令和7年6月4日(水)17:00★

14. 審査

申込期限終了後、主催者及び豪州バイヤーで審査を行い、申込者へ参加決定の可否を個別に連絡する。

なお、主催者が必要であると判断した場合、ウェブ会議システム等にて面談を行う場合がある。

15. 出展承諾、無効及び解除

主催者は、参加企業が本募集要項にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすること

ができる

この場合、出品にかかった各種経費は一切返金しない。併せて主催者に生じた一切の損害（直接の損害額に加え、主催者が当該出品に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求する。但し、参加企業は出品の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、主催者にこれを賠償請求できないものとする

16. キャンセルポリシー

参加企業の都合により申込を取消す場合、必ず書面を送付して主催者の承諾を得ること。その際、参加費の受領如何にかかわらず、主催者は書面を受領した日付をもとに当該期日までにかかった諸経費を参加企業に対して請求できるものとする。この場合、出品にかかった各種経費は一切返金できない。

17. 事業の中止等

(1) 主催者は以下の場合、本事業の開催を取りやめることができる。

- (a) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他主催者の責任に帰することの出来ない事由により現地展示会場の利用が中止となった場合、又は本事業の開催が困難になった場合
- (b) 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
- (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、事業実施が不適当もしくは不可能となった場合

(2) 前号の場合、主催者は事情に応じて出品物の措置等についてすみやかに定め、参加企業はそれに従うものとする。

18. 定めのない事項の発生

- (1) 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、主催者は速やかに対応等を参加企業に通知するものとし、参加企業は主催者の決定した対策に従うものとする。
- (2) 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、主催者はその対策を決定することができるものとする。
- (3) (2)の定めに基づき、主催者が出品の取り決めに解除した場合、参加企業は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についても主催者に請求できないこととする。

19. 反社会勢力の排除

- (1) 参加企業は、主催者に対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構

成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。)ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

(a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること

(b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者(受託者の代理人、媒介者を含む。)とすること

(c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること

(d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること

(e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること

(f) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

(g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること

(2) 参加企業が、(1)の表明及び保証に違反したことに起因して主催者に損害が生じた場合、主催者はその被った損害について参加企業に対し賠償請求が可能なこととする。

20. 係争

この要項に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、奈良地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

21. 免責

(1) 主催者は本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、主催者の故意に基づく行為による場合は、この限りでない。

また本事業で使用する奈良市ブースは現地委託事業者によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、主催者は一切その責任を負わない。

(2) 「17. 事業の中止等」及び「18. 定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる参加企業の損害及び不利益等について、主催者は一切その責任を負わない。また、奈良

市ブースへの出品にあたり規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースが発生した場合も、主催者はその責任を負わない

- (3)本募集要項に定めのない事項に関しては、主催者がその対応を決定するものとする。
- (4)本事業は、現地イベントにて、一定期間参加するものであるところ、全体事業スキームは変更になる場合がある
- (5)現地イベントにおける掲載方法および掲載時期は主催者が決定する。

22. その他

主催者は本事業実施にあたり、必要となる参加企業の企業・商品・その他情報を本事業の目的達成に必要な範囲で外部機関に提供するほか、ジェトロが独自に実施するプロモーション実施を目的において、必要となる参加企業の企業・商品・その他情報をジェトロが指定する第三者へ提供する。

23. 問い合わせ先

- (1)シドニーでの展示会出展及び申込に係る内容

日本貿易振興機構（ジェトロ）奈良貿易情報センター 担当：奥田

電話：0742-88-0070 メールアドレス：nar@jetro.go.jp

住所：奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館4階

- (2)展示会への現地渡航費用補助・商品輸送に係る内容

奈良商工会議所 担当：八木

電話：0742-52-1777 メールアドレス：info@nara-cci.or.jp

住所：奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館2階

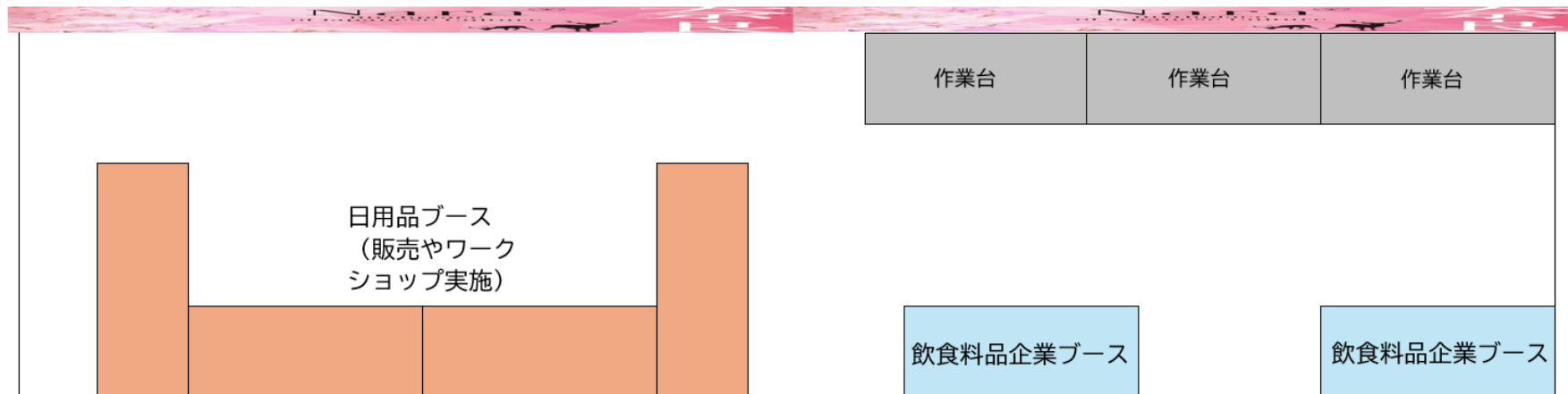
- (3)その他本事業全般に関わる内容

奈良市役所産業政策課 担当：三浦

電話：0742-34-4741 メールアドレス：sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

住所：奈良市二条大路南一丁目1-1

SakeFestival レイアウトイメージ



※実際のレイアウトは変更となる場合があります
※酒、飲料、食料品企業の机は、横幅 1.8mのものを 2 社で使っていただきます